

○大気汚染防止法のばい煙発生施設と特定工場における公害防止組織の整備に関する法律  
(以下「管理者法」という。)の資格の関係

施行令 別表 第1	施設の区分	規模要件	選任すべき有資格者			
			40,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h 以上	10,000～ 40,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	10,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h 未満	
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積(以下単に「伝熱面積」という。)が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	大気1,3種	大気1～4種	管 理 者 法 上 は 適 用 外	
2	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり20トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及びか焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)		大気1,3種	大気1～4種		
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が1平方メートル以上であるか、羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が0.5平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
7	石油製品、石油化学製品又はコールドアル製品の製造の用に供する加熱炉	触媒に附着する炭素の燃焼能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり6リットル以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が1平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
	硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。		大気1種	大気1,2種		
10	無機化学工業品又は食品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。)	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		管 理 者 法 上 は 適 用 外
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200キログラム以上であること。	大気1,3種	大気1～4種		
13	廃棄物焼却炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。	管理者法上は適用外			
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉(溶鋳用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であるか、火格子面積が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.2平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり20リットル以上であること。	大気1種	大気1,2種		

施行令 別表 第1	施 設 の 区 分	規 模 要 件	選任すべき有資格者		
			40,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h 以上	10,000～ 40,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	10,000 m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h 未満
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽		大気 1 種	大気 1,2 種	
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 3 リットル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前 3 項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素(塩化水素にあつては、塩素換算量)の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉	電流容量が 30 キロアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 200 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積が 10 平方メートル以上であるか、又はポンプの動力が 1 キロワット以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 80 キログラム以上であるか、火格子面積が 1 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 40 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.1 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 4 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。	大気 1 種	大気 1,2 種	
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	管理者 法上は 適用外
28	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
29	ガスタービン	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
30	ディーゼル機関	50 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり	大気 1,3 種	大気 1～4 種	
32	ガソリン機関	35 リットル以上であること。	大気 1,3 種	大気 1～4 種	

### ○大気汚染防止法の一般粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令別表第2	施設の区分	規模要件	選任すべき有資格者
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。	一般粉じん 又は 大気1～4種 又は 特定粉じん
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。	
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。	

### ○大気汚染防止法の特定粉じん発生施設と管理者法の資格の関係

施行令別表第2-2	施設の区分	規模要件	選任すべき有資格者
1	解綿用機械	原動機の定格出力が3.7キロワット以上であること。	特定粉じん 又は 大気1～4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が2.2キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス(剪断加工用のものに限る。)		
9	穿孔機		
備考	この表の施設の区分の欄に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。		

○水質汚濁防止法の特定施設と管理者法の資格の関係

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup> /日 未満
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設   ロ 選炭施設   ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘さく用の泥水分離施設	管理者法上は適用外		
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)	管理者法上は適用外		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設   ロ 洗浄施設   ハ 脱水施設 ニ ろ過施設   ホ 湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設   ハ 圧搾施設   ニ 湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設   ハ 湯煮施設   ニ 濃縮施設 ホ 精製施設   ヘ ろ過施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設   ニ 分離施設   ホ 精製施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設   ニ ろ過施設   ホ 湯煮施設   ヘ 蒸りゆう施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設   ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設   ホ 水洗式脱臭施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設   ハ 圧搾施設 ニ 分離施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 洗浄施設   ハ 分離施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設   ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設   ニ 洗だめ及びこれに類する施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ ろ過施設   ハ 精製施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設   ロ 湯煮施設   ハ 洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	

管  
理  
者  
法  
上  
は  
適  
用  
外

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000 m <sup>3</sup> /日 未満
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設    ロ 洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設    ロ 副蚕処理施設    ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう    ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう    ト 染色施設    チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設    ロ 洗化炭施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー    ロ 接着機洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー    ロ 薬液浸透施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設    ロ 湿式バーカー    ハ 碎木機 ニ 蒸解施設    ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設    ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。)    リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設    ル 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設    ロ 分離施設    ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設    ホ 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設    ロ 電解施設	水質 1 種	水質 1,2 種	
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設    ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup> / 日未満
27	前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質(以下「有害物質」という。)又はこれらを含む物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造の用に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設	水質 1 種	水質 1,2 種	
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸りゆう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設	水質 1 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上は適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するもの、一・四・ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup> /日 未満
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジ エンゴムの製造施設のうち、静置分離器	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは二クロロエ チルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するも の又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸りゆう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、二クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するもの に限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
37	前 6 号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に 含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭 化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第 51 号に掲げる事業を除 く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル 製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設 ホ アセトアルデヒド、 アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設 のうち、蒸りゆう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又は アルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、 蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレ ングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設 リ ニ エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のう ち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設の うち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又 は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマル パラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチル アルコール蒸りゆう施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチル アルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、 テレフタル酸(カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限 る。)、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料(硝酸化合物を原料と して使用して製造するものに限る。)、高級アルコール(一分子を構成する 炭素の原子の数が六個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒と して使用して製造するものに限る。)、キシレン(ほう素化合物を触媒として 使用し、又はふつ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。)、 アルキルベンゼン(ふつ素化合物を触媒として使用して製造するものに限 る。)若しくはエチレンオキシドの製造の用に供するもの又はエチレンオ キシドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限 る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(一・四―ジオキサンが発生す るものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)	水質 1 種	水質 1,2 種	
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出 の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup> /日 未満
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	水質1種	水質1,2種	
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設	水質1,3種	水質1～4種	
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	
46	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四一ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第2条各号に掲げる物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
47	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは一・四一ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
48	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
49	農薬製造業の用に供する混合施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含む試薬の製造業の用に供する試薬製造施設	水質1,3種	水質1～4種	
50	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は一・四一ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゆう施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
51	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設	水質1,3種	水質1～4種	
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
53	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1,2種	
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	水質1,3種	水質1～4種	管理者法上 は適用外
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	水質1,3種	水質1～4種	

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup> /日 未満
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設    ロ 水洗式分別施設    ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設    ロ 水洗式分別施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	管理者法上は適用外		
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設    ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設    ニ 焼入れ施設    ホ 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう    ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。)    ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設    ホ 廃ガス洗浄施設    ヘ 湿式集じん施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふつ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設    ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設    ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	管理者法上は適用外		
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	水質 1 種	水質 1,2 種	
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
64の2	水道施設(水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 8 項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和 33 年法律第 84 号)第 2 条第 6 項に規定するものをいう。))又は自家用工業用水道(同法第 21 条第 1 項に規定するものをいう。))の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が 1 日当たり 1 万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設    ロ ろ過施設	管理者法上は適用外		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	
66	電気めつき施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種	管理者法上 は適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふつ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。	水質 1 種	水質 1,2 種	

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000m <sup>3</sup> /日 未満
66の2	エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)	水質1種	水質1,2種	
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設    ロ 洗たく施設    ハ 入浴施設	管 理 者 法 上 は 適 用 外		
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゆう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の6	飲食店(次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)			
67	洗たく業の用に供する洗浄施設			
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設			
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設    ロ 洗浄施設    ハ 入浴施設			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設			
69の2	中央卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第3項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場    ロ 仲卸売場			
69の3	地方卸売市場(卸売市場法第2条第4項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和46年政令第221号)第2条第2号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るもの)に限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。 イ 卸売場    ロ 仲卸売場			
70	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)			
70の2	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)			
71	自動式車両洗浄施設			
71の2	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設    ロ 焼入れ施設			
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設			

施行令 別表 第1	施設の区分(水質汚濁防止法)	選任すべき有資格者		
		10,000m <sup>3</sup> /日 以上	1,000～ 10,000m <sup>3</sup> /日	1,000 m <sup>3</sup> /日 未満
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設	管理者法上は適用外		
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)	水質1種	水質1,2種	
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)	水質1種	水質1,2種	
72	し尿処理施設(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。)	管理者法上は適用外		
73	下水道終末処理施設			
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)			

○騒音規制法の特定施設と管理者法の資格の関係

施行令別表第1	施設の区分	規 模 要 件	選任すべき有資格者	
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。	管理者法上は適用外
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。	騒音又は騒音・振動 980 キロニュートン以上
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。	管理者法上は適用外
		ト 鍛造機		騒音又は騒音・振動 重量 1 トン以上のハンマー
		チ ワイヤフォーミングマシン		管理者法上は適用外
		リ プラスト（タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。）		
		ヌ タンブラー		
		ル 切断機（といしを用いるものに限る。）		
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。	管 理 者 法 上 は 適 用 外	
3	土石用又は鋳物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。		
4	織機（原動機を用いるものに限る。）			
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント		気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。
		ロ アスファルトプラント		混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。
6	穀物用製粉機（ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー		原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		ハ 碎木機		
		ニ 帯のご盤		製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。
		ホ 丸のご盤		
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。	
8	抄紙機			
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）			
10	合成樹脂用射出成形機			
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

○振動規制法の特定施設と管理者法の資格の関係

施行令別表第1		施設の区分	規 模 要 件	選任すべき有資格者	
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		振動又は騒音・振動 2941 キロニュートン以上	
		ロ 機械プレス		振動又は騒音・振動 980 キロニュートン以上	
		ハ セン断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限定。	管理者法上は適用外	
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量1トン以上のハンマー	
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限定。）	管理者法上は適用外	
2	圧縮機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限定。	管理者法上は適用外	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限定。		
4	織機（原動機を用いるものに限定。）				
5	コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限定。		
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限定。		
6	木材加工機械	イ ドラムパーカー			
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限定。		
7	印刷機械		原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限定。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限定。		
9	合成樹脂用射出成形機				
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限定。）				

○ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（大気基準適用施設）と管理者法の資格の関係

施行令 別表 第1	施設の区分	規模要件	選任すべき有資格者
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	管理者法上は適用外

○ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設（水質基準対象施設）と管理者法の資格の関係

施行令 別表 第2	施設の区分	選任すべき有資格者
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）硫酸濃縮施設（ロ）シクロヘキサン分離施設 （ハ）廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）水洗施設（ロ）廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設（ロ）乾燥施設（ハ）廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設（ロ）廃ガス洗浄施設	
11	8, 18-ジクロロ-5, 15-ジエチル-5, 15-ジヒドロジンドロ [3, 2-b:3', 2'-m] トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 （ロ）ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 （ハ）ジオキサジンバイオレット洗浄施設（ニ）熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの （イ）廃ガス洗浄施設（ロ）湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）精製施設（ロ）廃ガス洗浄施設（ハ）湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）ろ過施設（ロ）精製施設（ハ）廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの （イ）廃ガス洗浄施設（ロ）湿式集じん施設	管理者法上は適用外
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの （イ）プラズマ反応施設（ロ）廃ガス洗浄施設（ハ）湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	